平成２３年（フ）第３８５号
横浜市戸塚区影取町239番地１　グランドール影取107号
債務者　油野　宗弘
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
東京都八王子市犬目町535番地７
債務者　奥山　芳徳
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９６号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹４丁目１番７号　ポーレ湘南208
債務者　豊田　章裕
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７０号
神奈川県藤沢市高倉1027番地の５　シティーコープ産友102号室
債務者　山崎　幸男
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７１号
神奈川県藤沢市高倉1027番地の５　シティーコープ産友102号室
債務者　山崎　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０５号
横浜市中区松影町２丁目７番地９　さかえ館908号室
債務者　佐々木勝利
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４３号
神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目19番25号　光ハイツ203号
債務者　向中野宗経
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９号
岡山県高梁市落合町阿部1680番地
債務者　小川　明香
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５号
岡山市中区四御神836番地　東ヶ丘市営住宅C514―３号
債務者　相原　睦子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７３９号
埼玉県上尾市大字小敷谷77―１　西上尾第二団地２―31―201
債務者　佐々木憲男
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７４０号
東京都江戸川区西一之江１丁目７―３―105
債務者　大倉　健三
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８４７号
東京都中央区佃３丁目２―５　２Ｆ
債務者　本田秀明こと　陳　　秀明
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８９９号
東京都北区赤羽西５丁目12―１―204
債務者　森山エミィー
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９４９号
千葉県船橋市薬円台５丁目18―７―101
債務者　檜垣レベッカこと　ヒガキ　レベッカ　ディアズ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５４号
横浜市鶴見区生麦３丁目４番４号　ゆきみ荘３号、住民票上の住所横浜市鶴見区生麦３丁目４番４号　みゆき荘３号
債務者　高木　恒彦
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部